

四国電力株式会社伊方発電所発電用原子
炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉
施設の変更）の概要について

—特定重大事故等対処施設及び非常用ガスタービン発電機の設置—

平成29年9月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 四国電力株式会社
住 所 高松市丸の内2番5号
代表者の氏名 取締役社長 佐伯 勇人

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 伊方発電所
所在地 愛媛県西宇和郡伊方町

(3) 変更の内容

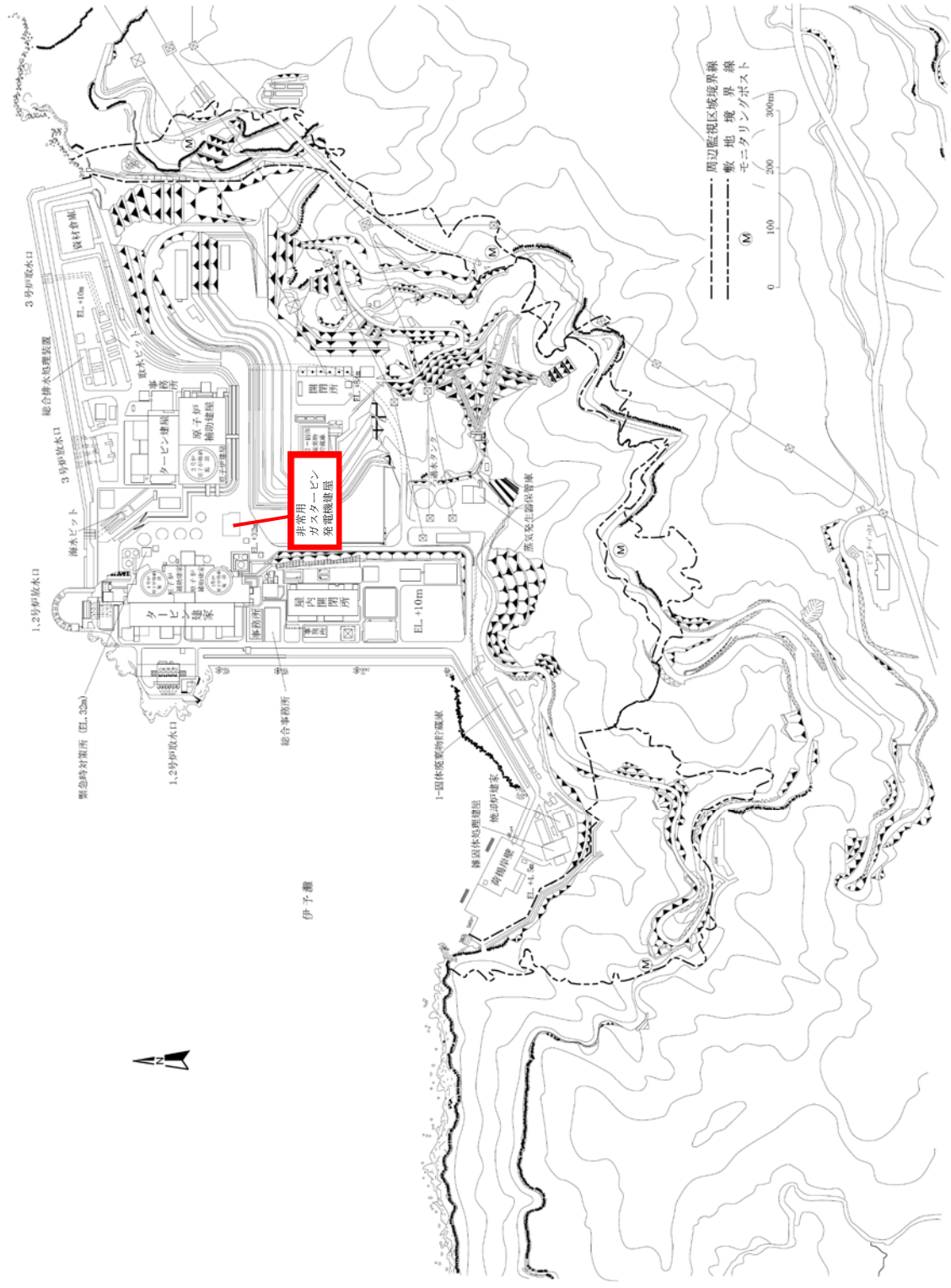
昭和47年11月29日付47原第10921号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた伊方発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

- ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、特定重大事故等対処施設を設置する。
- ② 非常用電源設備の信頼性向上の観点から、重大事故等対処設備として非常用ガスタービン発電機を設置する。



参考 発電所全体配置図